

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
富士ピー・エス・丸憲建設特定建設工事共同企業体
 - (1) 代表構成員 (株) 富士ピー・エス 福岡県福岡市中央区薬院1-13-8
00-002301
(土木、とび)
 - (2) 構成員 (株) 丸憲 那覇市泉崎1-16-5
47-003954
(土木特A、建築特A、とび・土工工事、鋼構造物工事、ほ装A、しゅんせつ工事、塗装工事、内装工事、水道施設工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和7年8月14日 ～ 令和7年9月13日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
富士ピー・エス・丸憲特定建設工事共同企業体として受注した、中部土木事務所発注の「幸地インター橋梁整備工事(Bランプ1号橋上部工)」において、令和7年5月14日9時50分頃、型枠支保工解体時に本来取り外すべきではないH鋼締付金具が取り外されたことにより支保工が不安定となり、跳ね上がった枕梁と桁底に作業員の左足が挟まれ左脛骨腓骨骨幹部開放骨折等を負った。
- 5 指名停止措置理由
本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内